

令和8年度調達方針の概要

公共調達・調達方針関係

◆ 基本的な考え方

(1) 全庁的な取り組み体制

(2) 法令遵守と予算の適正な執行等

(3) 他の施策との調和

(4) 共同受注窓口の活用

調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達目標

区分	調達を推進する具体的な物品等の例		調達目標
物品	各種イベントの記念品等	文房具・藍染製品など	284万円
	印刷	障害者施策に関する軽印刷・冊子類	
	その他の物品	食品類・花苗など	
役務	クリーニング・清掃など		483万円

◆ 調達推進のための具体的な方策等

(1) 障害者就労施設等登録制度の創設と庁内での情報共有

(2) 随意契約の活用

(3) 調達に際しての配慮

(4) 共同受注窓口等への要請

(5) 障害者就労施設等との意見交換

ホームページで調達実績の概要公表

その他の措置

① 障害者就労施設等が供給可能な物品等の情報発信

② 各種イベント等での障害者就労施設等の販売スペースの確保

障害者週間等に合わせ、本庁舎内においてイベントを開催することによる障害者就労施設等の物品販売スペースの確保

[進行管理]

優先調達推進会議において、調達の目標値を踏まえた検証を行い、次年度以降の調達方針に活用するなど適切な進行管理に努める。また、年度途中において、暫定的な物品等の調達実績を取りまとめ、調達推進に係る情報を庁内で共有する。